

「救急医療」に係る医療提供体制の実現に関する国と都道府県の役割 <イメージ>

【 都道府県が医療計画において定める数値目標（例） 】

- ・ 死亡率を〇〇%低下させる。

☆全国共通の指標をもって把握した都道府県の「救急医療」提供体制の実態をベースに当該都道府県において設定した今後推進すべき数値目標

☆医療提供体制の状況に応じた全国共通の指標を国が提示。

【 国 の 役 割 】

“ 施設・設備 ”

- ・ 100 万人当たりの救命救急センター数
- ・ 人口当たりの救急告示病院数
- ・ 要請から救急医療の実施までに要する時間（ドクターヘリ導入の有無など）

“ 消防機関との連携 ”

- ・ 人口当たりの救急救命士配属数
- ・ メディカルコントロール体制の充実度
 - ・ 救急救命士への指示体制
 - ・ 救急救命士の実習体制
 - ・ 重症例の事後検証体制 等

“ 住民の救命への参加 ”

- ・ 救命講習の参加者数
- ・ バイスタンダーによる心肺蘇生の実施率（AEDの利用を含む）
- ・ 公共施設におけるAEDの普及率

“医療状況のモニタリング”

- ・ 救急症例（重度外傷、脳卒中、心筋梗塞、CPAOA等）ごとの医療機関への搬送状況（数）とそれに応じた生存率及び社会復帰率

「医療提供体制の改革のビジョン」に基づく「救急医療」に係る国のビジョンの明示

【 「救急医療」に係る医療提供体制のビジョン 】

- ・ 「救命の連鎖」を意識した救急対応の構築（住民、救急隊、救急医療機関、高次医療機関、リハ実施医療機関それぞれの質の確保と連携）
- ・ 地域における救急医療ネットワークの明確化

住民（患者）が求める医療提供体制

- ・24時間安心してかかれる医療機関の把握
- ・早期の社会復帰の実現

医療機関に今後求められる役割

- ・迅速で質の高い救命医療の提供
- ・質の高い救命医療の実施

国が目指すべき救急医療提供体制

- ・「救命の連鎖」を意識した救急対応の構築
- ・地域における救急医療ネットワークの明確化

G県における「救急医療」に関する医療提供体制の推進方策

1. 医療法に基づく制度的な支援（第5次医療法改正）

- ①救急医療の拠点となる医療機関を日常医療圏ごとに指定できる方策の検討
- ②医療計画による救急医療ネットワークの明示（病院前救護体制に対するメディカルコントロールの推進など）
- ③都道府県が認定する医療法人（民間）を中心とした保健医療福祉の提供グループの構築

2. 交付金・補助金等による財政的な支援（平成18年度実施）

- ☆国が示す指標に基づいた質の高い医療提供体制の構築
- ☆指標に基づいた透明性の高い基準による各種支援（補助金・政策融資など）
- ☆政策評価による翌年度につながる行政施策の見直し

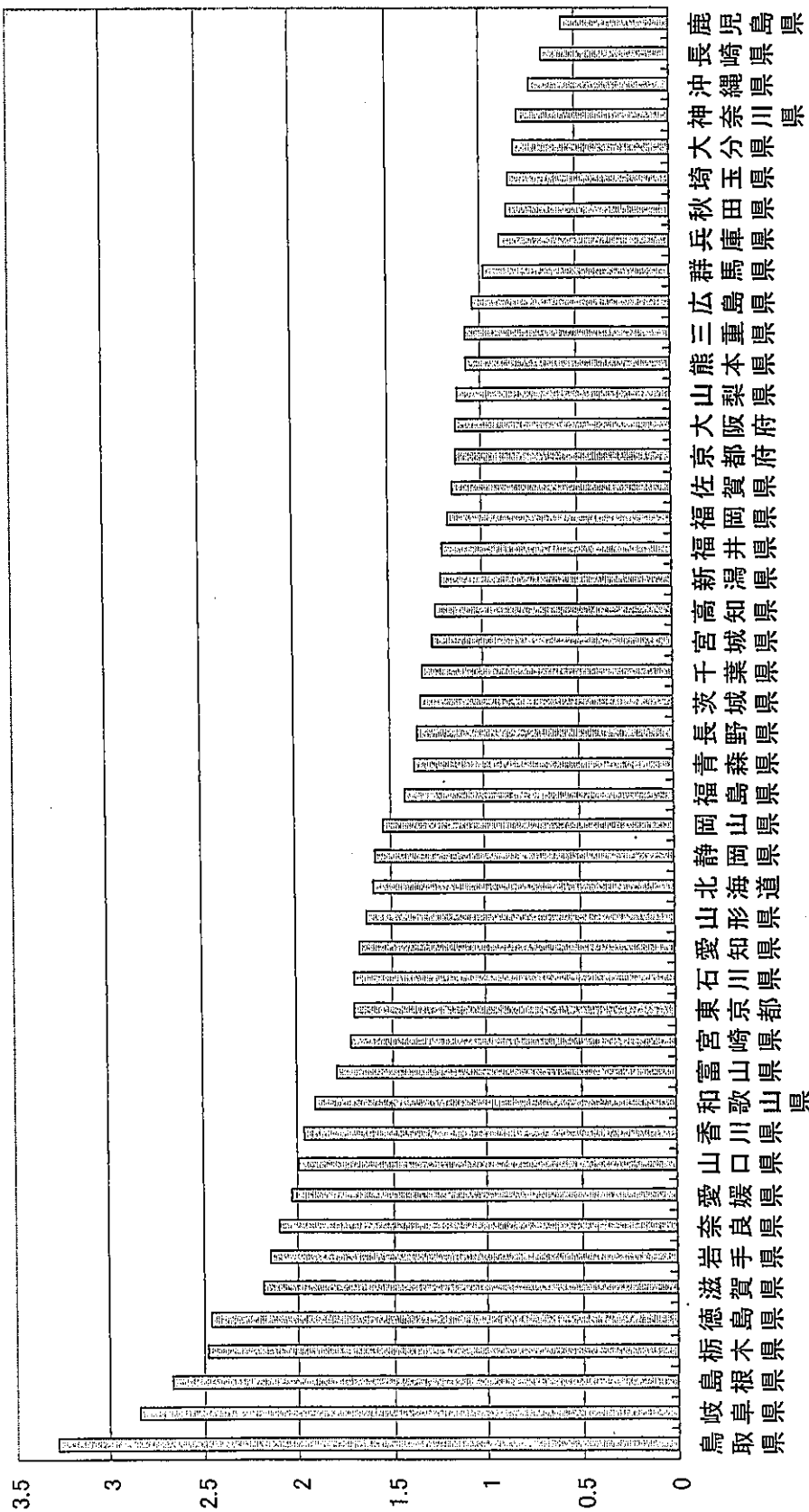
G県の医療提供体制に係る数値目標

「救急医療」

（例）

- 死亡率を〇〇%低下させる。

都道府県別にみた人口100万人あたりの救命救急センターの数



平成16年厚生労働省医政局指導課調べ（人口は総務省統計局平成16年10月1日現在推計人口）

「災害医療」に係る医療提供体制の実現に関する国と都道府県の役割 <イメージ>

【 都道府県が医療計画において定める数値目標 (例) 】

- ・すべての医療機関が災害時に対応した事前準備を行う。
- ・すべての地域で災害時の対応を行うためのネットワークを整備する。

☆全国共通の指標をもって把握した都道府県の「災害医療」提供体制の実態をベースに当該都道府県において設定した今後推進すべき数値目標

☆医療提供体制の状況に応じた全国共通の指標を国が提示。

【 国 の 役 割 】

“ 医療機関の防災準備 ”

- ・耐震化されている医療機関数
- ・災害時に対応した医療機関の事前準備状況 (数)
- ・訓練回数

“ 地域の災害医療提供体制の整備 ”

- ・災害拠点病院の整備数
- ・広域災害・救急医療情報ネットワークの整備の有無
- ・地域医師による支援協定の有無
- ・防災訓練の実施数・率

“ 広域の相互支援体制の整備 ”

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の整備数
- ・広域災害・救急医療情報ネットワークの整備の有無
- ・防災訓練の実施数・率

“ NBC災害対応 ”

- ・NBC災害に対応できる施設・設備の確保
- ・NBC災害訓練の年間実施回数

「医療提供体制の改革のビジョン」に基づく「災害医療」に係る国のビジョンの明示

【 「災害医療」に係る医療提供体制のビジョン 】

- ・医療機関の耐震化を進め、災害に備えることにより患者の安全を確保する。
- ・すべての地域でNBC災害を含む災害医療提供体制を確立する。

住民（患者）が求める医療提供体制

- ・災害時に迅速に救命医療を受けられること
- ・災害時でも医療サービスが継続して受けられること

医療機関に今後求められる役割

- ・災害時における迅速な救命医療（広域的対応）
- ・災害時でも変わらない医療システムの維持

国が目指すべき災害医療提供体制

- ・医療機関の耐震化の推進
- ・すべての地域での災害医療提供体制の確立

H県における「災害医療」に関する医療提供体制の推進方策

1. 医療法に基づく制度的な支援（第5次医療法改正）

- ①災害医療の拠点となる医療機関を日常医療圏ごとに指定できる方策の検討
- ②医療計画による災害医療ネットワーク（NBC災害にも対応できるもの）の明示
- ③都道府県が認定する医療法人（民間）を中心とした保健医療福祉の提供グループの構築

2. 交付金・補助金等による財政的な支援（平成18年度実施）

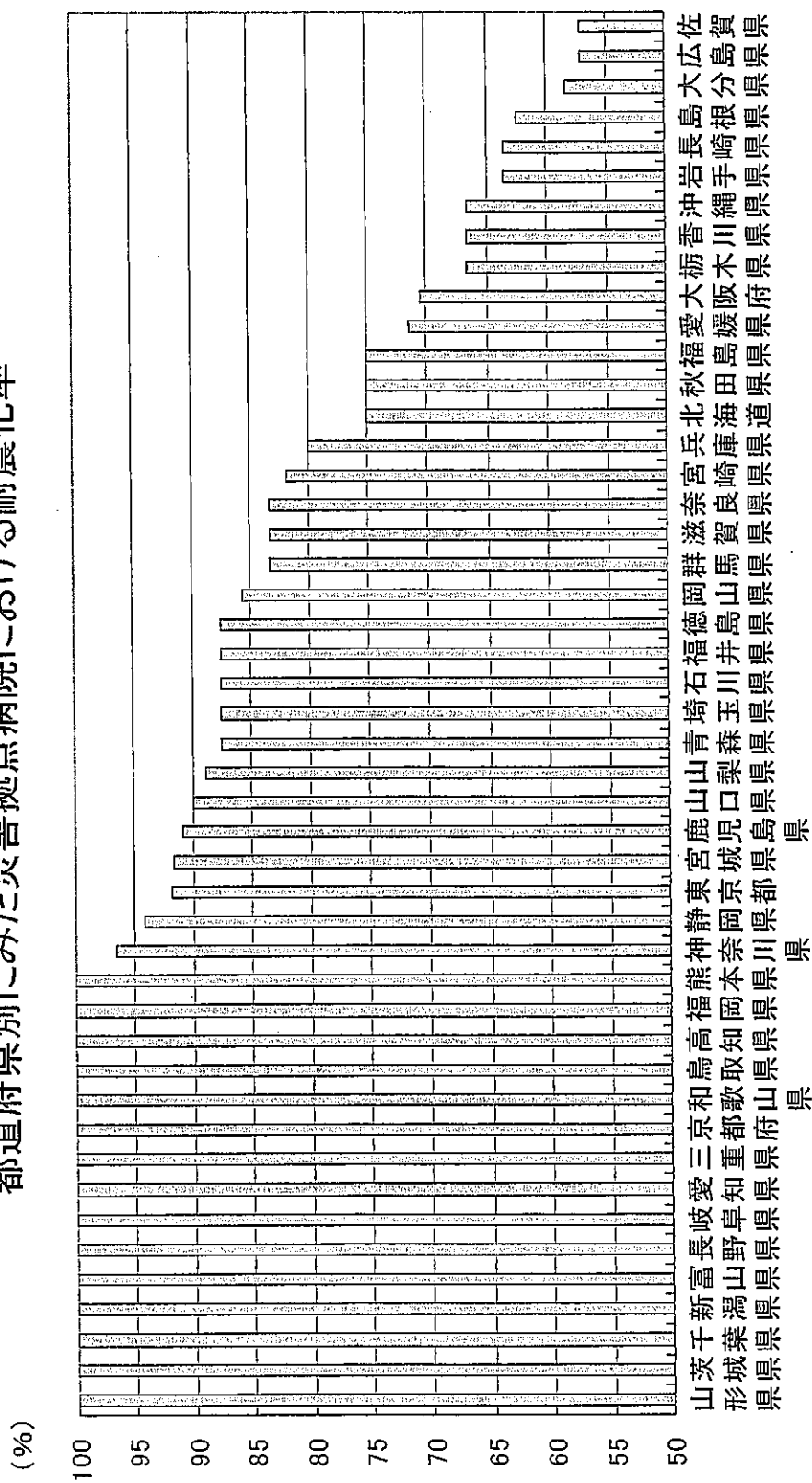
- ☆国が示す指標に基づいた質の高い医療提供体制の構築
- ☆指標に基づいた透明性の高い基準による各種支援（補助金・政策融資など）
- ☆政策評価による翌年度につながる行政施策の見直し

H県の医療提供体制に係る数値目標「災害医療」（例）

①すべての医療機関が災害時に対応した事前準備を実施する。

②耐震化した医療機関数を〇〇%向上させる。

都道府県別にみた災害拠点病院における耐震化率



平成16年厚生労働省医政局指導課調べ